

1
2
3 リスク評価（一次）評価Ⅱにおける過酸化水素の評価結果について（生態影響）
4 （案）

5 令和3年7月
6 厚生労働省
7 経済産業省
8 環境省

9
10 <評価結果及び今後の対応について>

- 11
12 ○過酸化水素は、平成28年6月17日に審議された生態影響に係る過酸化水素のリス
13 スク評価（一次）評価Ⅱにおいて、本物質自体が反応消滅することで機能を発揮
14 する用途があるが、リスク評価に使用された排出係数はデフォルト値であり、本
15 物質の使用による分解が考慮されていないため、排出量を過大評価している可能
16 性があることから、各用途における使用時の分解率等を調査した上で排出係数の
17 精査を行うことや、本物質は自然環境中において光化学反応等により二次的に生
18 成する特徴を踏まえてモニタリング方法やその解析方法を検討することが必要と
19 された。
- 20
21 ○この評価結果を受けて、化審法届出事業者及び業界へのヒアリング並びに文献調
22 査等を行い、調合段階、工業的使用段階において過酸化水素が反応消滅してお
23 り、かつ排水処理が行われている実態、及び家庭用・業務用での使用段階に関す
24 る文献情報を踏まえて、当該物質の調合段階、工業的使用段階、家庭用・業務用
25 での使用段階における排出係数を新たに設定した上で、化審法の届出情報に基づ
26 く予測環境中濃度（PEC）の計算を行ったところ、排出源ごとの暴露シナリオ及び
27 水系の非点源シナリオによるリスク推計結果では、PECがPNECを超えた地点はな
28 かった。
- 29
30 ○環境モニタリングについては、過酸化水素が自然環境中で光化学反応により二次
31 的に生成する特徴を踏まえて採取・分析方法を検討した上で、本物質の環境中存
32 在実態を確認するため、事業所排水の影響を受けている地点と家庭排水の影響を
33 受けている地点において水質モニタリングを実施したところ、PECがPNECを超
34 える地点があった。しかし、広範な地域では過酸化水素は自然環境中で溶存有機
35 物からの光化学的生成割合が大きいと考えられ、かつ化審法由来の発生源による
36 過酸化水素の定量的寄与分を把握することは困難であることから、環境モニタリ
37 ングデータから化審法由来の発生源によるPNEC超過地点を把握することは困難と
38 考え、環境モニタリングデータによるリスク評価は行わなかった。

39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56

○また、過酸化水素は PRTR 対象物質ではないため PRTR 届出情報等のデータはないが、化審法の届出製造・輸入数量は減少傾向である。

○以上から、現在得られる情報・知見の範囲では、本物質の現状の取扱及び排出の状況が継続しても、本物質による環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

○上記の結果及び人健康影響においても優先評価化学物質相当でないと判定されていることから、化審法第 11 条第 2 項二に基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握することとする。ただし、広範な地域では自然環境中での光化学的生成による過酸化水素の割合が大きいと考えられ、化審法由来の過酸化水素の寄与分を定量的に把握することは困難であるものの、他の地点と比して、過酸化水素濃度が高かった事業者排水が流入している可能性のある地点があったことから、取扱事業者等に対してリスク評価の結果を周知し、必要に応じて自主的な取組を促すと共に、必要に応じて環境モニタリングを行うことにより、暴露状況の把握に努めるものとする。